

熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、有料老人ホーム(老人福祉法第29条)の設置に係る県の指導を効果的に行うため、有料老人ホームの設置計画の事前協議等の手続について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議等)

第2条 熊本県内において有料老人ホームを設置しようとする者(以下、「設置予定者」という。)に対しては、熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針(以下、「指導指針」という。)の適切な運用を図るため、以下に定めるところにより、設置計画の事前申出、事前協議等の手続を経るよう求めることとする。

(事前申出)

第3条 設置予定者は、有料老人ホームの設置を計画するに当たり、設置・運営の主体、設置予定場所など計画の基本的な内容を記した有料老人ホーム設置計画事前申出書(様式第1号)を県に提出するものとする。

- 2 県は、事前申出の内容に対して必要な指導を行うこととする。
- 3 第1項の申出書を提出する時期は、計画の実施に当たり都市計画法第29条の許可(以下「開発許可」という。)同法第53条の許可(以下、「建築許可」という。)又は建築基準法第6条に規定する確認(以下「建築確認」という。)の申請等の手続きを必要とする場合には、それらの申請書等を提出する2ヶ月前を標準とする。
- 4 既存の建物を改修すること等により、有料老人ホームを設置しようとする場合は、第1項の申出書を提出する時期は、建築基準法第87条の規定による用途の変更を届け出る2ヶ月前を標準とする。
- 5 建物の新築又は用途変更については、設置予定者において、消防法、都市計画法、建築基準法等の関係法令を所管する消防署、市町村又は県の担当部署と事前の協議を別途進めること。都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域において計画する場合は、特に慎重な協議を行うこと。

(市町村への計画の通知)

第4条 県は、前条第1項による事前申出書が提出されたときは、当該計画が設置予定地の市町村の老人福祉及び介護保険施策に与える影響等の検討に資するため、事前申出書の写しを添えて設置予定地市町村に文書で計画概要を通知することとする。(様式第2号)

(事前協議)

第5条 設置予定者は、第3条第2項による指導等を経た後、有料老人ホーム設置計画事前協議書(様式第3号)を県に提出し、設置計画に係る詳細内容について協議するものとする。

- 2 県は、事前協議の内容に対しては、指導指針及びこの要項に照らして必要な指導を行うとともに、事前協議書の審査が終了した場合は、その旨通知する。(様式第4号)
- 3 設置予定者が行う開発許可、建築許可又は建築確認等の許認可の申請は、前項の通知を受領した後に行うことを標準とする。
- 4 設置予定者は、事前協議終了後に、その内容に変更が生じたときは、有料老人ホーム設置計画事前協議書変更届(様式第5号)を提出するものとする。ただし、設置予定地を他の市町村に変更する場合は、改めて第3条に定める手続から行うものとする。

(介護付有料老人ホームの場合の特例)

第6条 設置予定者が、その設置予定の有料老人ホームについて、介護保険法による特定施設入居者生活介護の指定を受けること(ただし県指定に係るものに限る。)を希望する場合には、別途定める手続による特定施設入居者生活介護の指定に関する事前協議(以下、「指定協議」という。)を行うこととする。

- 2 前項の場合の事前協議については、次のいずれかの方法によることとする。
 - (1) 指定協議の書類を提出するまでに、この要項に定める事前協議書の審査を終了する方法。そのためには、指定協議書提出の2ヶ月前までには事前申出書を提出するものとする。
 - (2) 指定協議の際に、この要項に定める事前申出及び事前協議を一括して行う方法。ただし、事前申出書及び事前協議書は、できるだけ指定協議の書類を提出する前に提出するものとする。
- 3 設置予定者が、その設置予定の有料老人ホームについて、介護保険法第78条の2の規定により、市町村による地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けることを希望する場合は、設置予定者は当該市町村の指示に従い、その市町村と別途協議を行うものとし、県は、その協議の進行状況に応じて有料老人ホームの事前協議等の手続を進めることとする。

(取下げ)

第7条 設置予定者が、事前申出又は事前協議を取り下げる場合は、有料老人ホーム設置計画取下げ書(様式第6号)による。

- 2 事前申出及び事前協議手続において、設置予定者側の事情により、長期にわたり手続が進行しなかった場合などには、協議再開に際し、事前協議書等の再提出を求めることがある。

(設置届出)

第8条 法第29条及び熊本県老人福祉法施行細則(昭和49年7月30日規則第43号)第14条に定める設置の届出は、有料老人ホーム設置計画に係る開発許可、建築許可又は建築確認を受けた後に速やかに行うものとする。

- 2 県は、前項の届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理通知(様式第7号)を設置予定者に通知する。

(事業開始届)

第9条 設定予定者は、有料老人ホームの運営を開始する時は、事業開始の10日前までに、有料老人ホームの事業開始届出書(様式第8号)を提出するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるものの他、有料老人ホームの設置等の事前協議その他の手続に関して必要な事項は別に定める。

附則

第1条 この要項は、平成21年3月25日から施行する。